

## 福島県の最低賃金について

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人

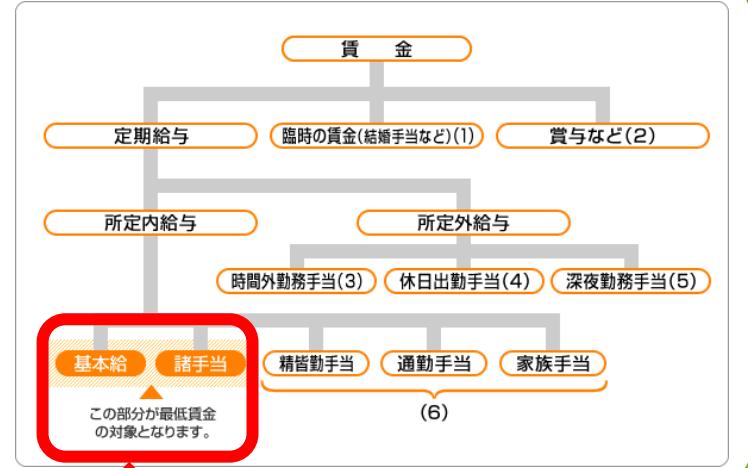
**時間額 955円**

令和6年10月5日発効



**最低賃金の対象とならない賃金**

- (1)臨時の賃金
- (2)1ヶ月超ごとの賃金(賞与等)
- (3)時間外割増賃金
- (4)休日割増賃金
- (5)深夜割増賃金
- (6)精皆勤手当、通勤手当、家族手当  
※(6)は限定列举



**最低賃金の対象となる部分**

**確認事項**

- A) 令和6年10月5日勤務分からの適用になります。給与計算期間をまたぐ場合は十分注意してください。
- B) 月給制や出来高・請負の方も対象です。時間額に換算後、最低賃金を上回っていることを確認してください。

**<事務所より>**

9月より大学教授の方の「労働法」の講義をオンラインで週1回受講しています。改めて法律の趣旨目的から学ぶことは、とても勉強になり、大変ありがたい機会となっております。  
10月の年金相談日は「3、10、17、24、31日」です。  
ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



**詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい**

**えとう社会保険労務士・行政書士事務所**

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265  
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : [info@eto-srgs.com](mailto:info@eto-srgs.com)